

## 環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて（概要）

### 1. 申請主体

河川の流水は限りある公共の資源であり、環境用水としても公共の福祉の増進に資するよう使用されることが求められるため、申請主体は、原則地方公共団体としました。ただし、地域のまちづくり計画等に位置づけられ、事業の実行の確実性が確認されれば、N G O 等も申請可能としました。

### 2. 水源について

水利権の許可に当たっては、通常、安定的な取水が基本ですが、必ずしも継続的な取水を確保しなくとも目的が達せられる場合のある環境用水の特有の性格に鑑み、社会実験として、豊水を水源とすることについても可能としました。ただし、豊水を水源とするに当たっては、河川管理者が、あらかじめ関係者間の意見集約等を踏まえ、豊水利用計画を策定することとしました。

### 3. 取水予定量について

環境用水の取水量については、取水が行われる河川における環境のために必要な水量とのバランスを考慮した上で判断することとしました。

### 4. 許可期間等について

環境用水については、他の水利使用との間で調整を図ることが重要なことから、許可期間は原則3年を限度とし、3年毎に新たに見直すこととしました。また、今後の水道用水など国民の生命に直結するような取水が生じた場合に影響を及ぼさないことも許可の条件とすることとしました。

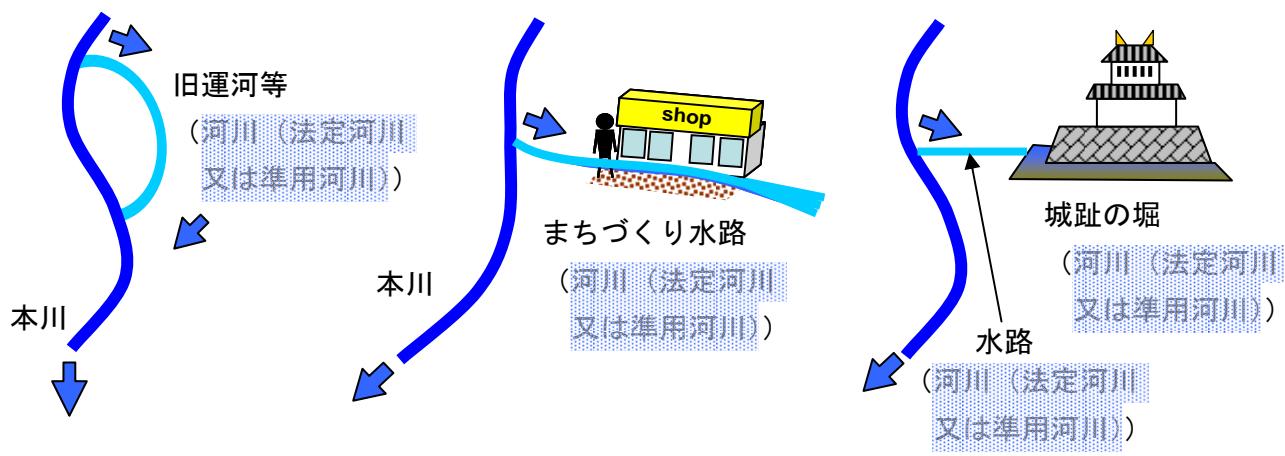
## 水利使用許可による環境用水の導水のイメージ

旧運河等、まちづくり水路、城趾の堀など河川（法定河川又は準用河川）以外の水路等への導水を、水利使用許可により実施。



## (参考) 従来から行っている河川事業による環境改善の為の導水のイメージ

旧運河等、まちづくり水路、城趾の堀などを法定河川又は準用河川として位置付け、河川事業として導水を実施。



（注）「まちの清流」の再生につきましては、国土交通省として、水利使用許可により環境用水の通水を支援したり、河川事業により環境改善の為の導水を実施する他、下水再生水や雨水等の未活用水を導水する施策にもあわせて取り組んでいます。